

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案 概要

1 背景

専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

こうした中で、専修学校の専門課程について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門課程における教育の充実を図るため、入学資格を厳格化するとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化や、一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）の修了者への「専門士」の称号の付与、特定専門課程を置く専修学校への専攻科の設置等の措置を講ずるため、学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

改正法及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い制定予定の関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）の施行に伴い、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）及び専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号。）を改正するとともに、関係省令について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要 ※以下の内容については、今後変更がありうる。

1. 学校教育法施行規則関係

(1) 専修学校の専門課程の入学資格に係る改正について

改正法第 125 条第 3 項では、「文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者」に対して専門課程への入学を認めることとなったため、当該入学を認める者として施行規則第 150 条各号のいずれかに該当する者を規定する。

(2) 専修学校の専攻科の設置等に係る改正について

施行規則第 15 条により、高等学校等の学校の廃止や専攻科の廃止についての認可の申請又は届出等は、認可の申請書又は届出書に廃止の事由及び時期並びに生徒等の処置方法を記載した書類を添えてしなければならないことが規定されている。専修学校においては、学校の廃止の認可の申請や学科の廃止に係る学則変更の届出等について施行規則第 188 条において第 15 条を準用する旨を規定しているところ、専修学校の専攻科の廃止の届出についても、同条を準用することとする。

また、専修学校の専攻科への入学要件については、改正法第 125 条の 2 第 2 項において、文部科学大臣が定める特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者と規定されている。これを踏まえ、施行規則第 155 条第 2 項及び第 177 条で規定する短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学要件と同様の要件を専修学校の専攻科の入学要件として規定する。

(3) 大学の専攻科又は大学院等の入学資格に係る改正について

法第 91 条第 2 項及び第 102 条第 1 項において、「文部科学大臣の定めるところにより、大学卒業等と同等以上の学力があると認められた者」は、大学専攻科又は大学院への入学が認められて

おり、施行規則第 155 条第 1 項及び関連告示において「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」について規定されている。同項第 5 号において、文部科学大臣が定める基準を満たす専門課程を修了した者について該当する者と規定されているところ、新たに制度化される専修学校の専攻科についても、当該基準を満たすものについてはその修了者に大学専攻科及び大学院入学資格を認めることを規定することとする。

(4) 特定専門課程に係る基準について

改正法第 125 条の 2 第 1 項では、「修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす専門課程」には専攻科を置くことができることとし、当該専門課程を特定専門課程と定義づけている。また、改正法第 132 条では特定専門課程を修了した者は、大学に編入することができることについて規定している。

これを踏まえ、特定専門課程の基準については、施行規則において、修業年限が二年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が 62 単位以上であることを規定し、大学編入学後大学に在学すべき期間については、改正前の施行規則第 186 条第 2 項で規定していた期間と同様の基準を規定する。

(5) 高度専門士の称号について

大学院入学資格が付与される専修学校の専門課程及び専攻科を修了した者については、「高度専門士」と称することができる旨を規定する。称号は、特定の学校を卒業したことについて一定の価値・榮譽があるものとして本人が称することができるものであり、大学院入学資格が付与されている課程を修了した者に対する評価の国際通用性を高め、卒業生が外国の大学院への留学の際や外国人留学生の帰国後の就職の際に学歴が適切に評価されることを促進するため、高度専門士の称号を付与し、その修了者の社会的評価の向上を図ることとする。

(6) 専門課程を置く専修学校における評価に係る改正について

改正法第 132 条の 2 により、専門課程を置く専修学校は、大学と同等の項目での自己点検評価が義務づけられたことから、大学における自己点検評価については、施行規則第 166 条において、法の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとすることが規定されていることを踏まえ、専門課程を置く専修学校についても同様の規定を置くこととする。

2. 専修学校設置基準関係

(1) 専門課程における修了要件について

改正法第 124 条第 2 号において、専門課程と大学等との制度的整合性を高めるため、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を「単位数」でも定められるようにしたことを踏まえ、専門課程については、大学と同様に、学生が修得した単位数により全課程の修了を認定することとする。

修了要件は、

- ・ 専門課程の昼間学科については、修業年限以上在学し、31 単位数に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上
- ・ 専門課程の夜間等学科については、修業年限以上在学し、17 単位数に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上（31 単位数を下回る場合は 31 単位数以上）

とする。

各授業科目の単位数については、各専修学校において定めることとし、一単位の授業科目については、大学等と同様に 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ・講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で各専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で各専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- ・一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、上記基準を考慮して各専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- ・上記にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

上記修了要件の改正を踏まえ、他の専修学校における授業科目の履修や入学前の授業科目の履修など、設置基準において「授業時数」で定めていた規定については「単位数」に改めるなど、所要の改正を行う。

(2) 専門課程の通信制の学科における全課程の修了要件について

2. (3) の専門課程の修了要件の改正に伴い、専修学校設置基準第 37 条において専門課程の通信制の学科の修了要件を同様に規定する。また、各授業科目の単位数及び単位数の算定の際の一単位あたりの授業科目の学修時間の基準等について、「2 改正の概要」2. (1) の規定を準用することとする。

(3) 他の専修学校や専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等について

専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が各専修学校の定めるところにより他の専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとするほか、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなし、各専修学校の定めるところにより単位を与えることができることとする。また、専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができることとする。

(3) 組織的な研修等について

改正法により、専門課程について高等教育機関としての位置付けを明確にしたことに伴い、大学等と同様に、専門課程を置く専修学校には、適切かつ効果的な学校運営を図るため、教職員に対して必要な知識等を習得するための研修を受ける機会を設けることや、教育の充実を図るため授業内容等の改善のための研修及び研究を行うこと等について規定する。

3. 教育職員免許法規則関係

(1) 文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程として、専修学校の専攻科を加えることについて

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 1 備考第 5 号口は、免許状の授与を受けようとする者が、「認定課程以外の大学の課程」や「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」において修得した科目の単位であって、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位であれば、免許状の授与の所要資格を得させるための科目の単位とすることができる旨を規定しているものである。

現行において、この「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」については、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第 4 学年及び第 5 学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の特定専門課程が指定されているが、今般の学校教育法の改正により、特定専門課程を置く専修学校には専攻科が置けることとなったことを受け、特定専門課程と同様に、専修学校の専攻科についても、免許法別表第 1 備考第 5 号口に規定する「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」として位置づけ、免許状の授与の所要資格を得させるための科目の単位として認められる単位数の限度を 5 単位とする改正を行う。

(2) その他所要の改正

その他、今般の学校教育法の改正により、改正後の学校教育法第 125 条の 2 第 1 項において、専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの。）が「特定専門課程」と呼称されることとなったことから、それに伴う改正を行う。

4. 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令関係

(1) 制度の対象について

独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づく学資支給は、高等学校等の卒業後の進学先である大学等を対象とすることとしているが、大学学部に至る教育を実施しているという制度的担保がある短期大学及び高等専門学校の認定専攻科についても、学資支給の対象としているところ。

改正法により特定専門課程を置く専修学校には専攻科を設置することができることとされたところ、当該専修学校の専攻科についても、大学学部に至る教育を実施しているという制度的担保があるものについては、学資支給の対象とすることとする。具体的には、対象となる専攻科は、施行規則において定められる、当該専攻科までを修了することにより大学院入学資格が認められる専攻科（以下、「適格専攻科」という。）とする。

(2) 支援上限の月数について

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 8 条の 3 において、専修学校の専攻科については修業年限の上限に定めがないことから、学資支給の支援期間の上限を、

24 月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数としていることを踏まえ、専修学校の適格専攻科に係る支援上限の月数を 24 月とする。

※短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に係る支援月数の上限も 24 月としている。

5. 大学等における修学の支援に関する法律施行規則関係

(1) 制度の対象について

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「支援法」という。）に基づく授業料等減免は、高等学校等の卒業後の進学先である大学等を対象とすることとしているが、大学学部に至る教育を実施しているという制度的担保がある短期大学及び高等専門学校の認定専攻科についても、授業料等減免の制度の対象としているところ。

改正法により特定専門課程を置く専修学校には専攻科を設置することができることとされたところ、当該専修学校の専攻科についても、大学学部に至る教育を実施しているという制度的担保があるものについては、授業料等減免の対象とすることとし、具体的には、対象となる専攻科は、適格専攻科とする。

(2) 支援上限の月数について

大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）第 3 条において、専修学校の専攻科については修業年限の上限に定めがないことから、授業料等減免の支援期間の上限を 24 月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数としていることを踏まえ、専修学校の適格専攻科に係る支援上限の月数を 24 月とする。

※短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に係る支援月数の上限も 24 月としている。

(3) 専修学校の確認要件における実務経験のある教員等による授業科目の基準数について

機構法に基づく学資支給及び支援法に基づく授業料等減免は、一定の要件（確認要件）を満たす大学・専修学校専門課程等を対象としており、当該要件の一つとして、実務経験のある教員等による授業科目の「単位数」又は「授業時数」が基準数以上であることを要件としているところ、当該基準数については、原則、設置基準で定める卒業（修了）に必要な「単位数」又は「授業時数」の 1 割（1 単位未満は切り上げ）としている。今般、専修学校設置基準の改正により、修了要件が 31 単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となることを踏まえ、当該基準数について所要の改正を行う。

(4) 専修学校の確認要件として公表を義務付ける情報について

専修学校に係る確認要件の一つとして、これまで専門課程の学生の保護者その他の当該専門課程の関係者による学校関係者評価の結果の公表を課してきたところであるが、改正法の規定を踏まえ、新たに努力義務とされた外部評価の結果の公表を課することとする。

6. その他の改正

改正法において専修学校の専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改正したこと、専門課程の修了要件を「授業時数制」から「単位制」に改正したこと等に伴い、その他学校基本調査規則等の関係省令について所要の改正を行う。

3 施行期日等

1. 施行期日

令和8年4月1日（改正法の施行の日と同日）とする。

2. 経緯措置等

（1）専修学校専門課程における修了要件等に係る経過措置

専門課程の修了要件を「単位制」によるものに統一するが、当該修了要件等に係る改正後の規定は施行日以後に入学する者について適用し、施行の前日に入学した者については、なお従前の例によることとする。

（2）大学等における修学の支援に関する法律施行規則に規定する確認要件に係る経過措置

専門課程の修了要件について、施行の前日に入学した者については、なお従前の例によることとすることに鑑み、「2 改正の概要」5.（3）の改正は、施行日以後に入学する者について適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例によることとする。

また、「2 改正の概要」5.（4）の改正は、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、外部評価を即座に実施ができない場合も想定されることから、当分の間は、現行の確認要件となっている「専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者による評価の結果の公表」をもってこれに代えることができることとする経過措置を設ける。